

Abhisamācārika-Dharma 第3章訳註

古宇田 亮 修

はじめに

Abhisamācārika-Dharma 『威儀法』は、大衆部・説出世部（Mahāsāṃghika-Lokottaravādin）の律典（Vinaya）の一部であり、梵文写本は1本のみによって今に伝えられている。大正大学総合佛教研究所は、1998年にその写本の影印版を、西藏自治区文物管理委員会の承認のもと、中国民族図書館との学术交流事業の成果として出版した。出版に先立ち、研究所では比丘威儀法研究会を結成して種々の予備的研究を行い、その成果の一部は影印版の手引として添付された⁽¹⁾。筆者は当研究会において、全7章からなる本書の第3章と第4章の転写作業を担当し、その作業から得られた成果の一部を「写本に関する覚書」として執筆した。

当写本は単一写本であり、漢訳の底本とも明らかに異なる点が多いことから、現況では校訂本の作成には非常な困難を伴う⁽²⁾。それゆえ現段階での翻訳は試訳とならざるをえないが、謎に包まれた点の多い大衆部説出世部に属する修行者の生活実態を解明するための一助ともなればと考え、あえて拙訳とそれに関する筆者の註を公表するに至った次第である。底本は筆者による転写テキスト⁽³⁾であり、テキストの読み方を発表当時から変更した箇所に関しては随時注記することとする。近代インド・アーリヤ語のローマナイズは、一般的には発音を表す場合が多いが、本稿では綴りを表す。本文を引用する際に用いた記号は以下の通りである。

1. [] は写本にない文字を補ったことを表す。
2. 〈 〉 は写本にある不要な文字を表す。
3. 誤写と思われる部分は下線で指摘し、直後の（ ）内にイタリックで正しいと思われる文字を表記した。

当写本の第1章⁽⁴⁾、第2章⁽⁵⁾、第6章⁽⁶⁾については既に諸研究者によって和訳が発表されており、それらから多くを学ばせて戴いたことは誠に幸運であった。また、研究会資料として配布されたそれ以外の章の翻訳も参考にさせて戴いた。さらに、宮川恒氏（Dr. Phil.）からも貴重な

(112)

御教示を頂戴した。

本稿は誠に拙きものながらも、学部時代より御指導戴いている北條賢三先生の古稀をお祝いしてここに捧げさせていただく所存である。

1. (Ms.20a6) 「カティナ⁽⁷⁾に関してはこのようにふるまうべきである⁽⁸⁾」

世尊は舍衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、如来にして阿羅漢にして正等覺 [である世尊] は、5つの [比丘としての]⁽⁹⁾ 志を確認しながら5日毎の精舎巡りを行って、歩き回っておられた。5つとはいかなるものであろうか？ [第一に] わが直弟子たちは業を喜んでいないか？ 業を楽しんでいないか？ 業の喜びに熱中して生活していないか？ …… [第二以下は] 略…世尊は5日毎の精舎巡りを行いながら歩き回っておられるときに、一人の比丘が地面に衣を投げ出して縫っているのを見た。

世尊は知りつつも尋ねられた—「比丘よ、何をしているのか？」と。

[その比丘は] 言った—「世尊よ、[私は] この衣を縫っているのです」と。

世尊はおっしゃった—「このように汝は地面にその衣を投げ出して縫っている。そうであるならば、カティナと呼ばれるものを作るべきである。カティナを作ろうとする比丘は、まず長さ12ハスタ、幅8ハスタ⁽¹⁰⁾に作るべきである—竹か、葦か、ナンガラ⁽¹¹⁾か、カーンダ⁽¹²⁾か、チャルカ⁽¹³⁾か、ローヒシャ⁽¹⁴⁾ [を材料にして]。[そして] 糸または紐⁽¹⁵⁾によってしっかりと縫い合わせるべきである⁽¹⁶⁾。比丘が衣を縫おうと欲するときは、集会室か、火室⁽¹⁷⁾か、殿堂か、禪房において、カティナを敷き広げ、[その上で] 衣を縫うべきである。カティナを敷き、足を洗い、カティナの上で結跏趺座によって坐り、その衣を縫うべきである。もしもある者が [衣を] 縫おうと欲するならば、足を洗い、カティナの上で結跏趺座によって坐り、衣を縫うべきである。そのとき [比丘が] 足を [カティナの] 外に出して坐りながら、糸を巻いても無罪である。そのとき、比丘が足を洗いたいと欲しているならば、洗っていない両足によってカティナを踏みつけることは許されない。そのときは、実にカティナの外に両足を置いたまま、衣を縫うべきである。衣を縫い終わった際には、カティナをまるめて⁽¹⁸⁾、壁に2本の釘を打って、紐と結んで⁽¹⁹⁾、それにつり下げるべきである⁽²⁰⁾。もしもある比丘が [衣を] 縫おうと欲するならば、彼はカティナを敷いてから、その上で同様のやり方で衣を縫うべきである。カティナ⁽²¹⁾を染料の中で清めることや、牛糞や衣で清めることは許されない。

さて実に衣は〔以上のように〕縫うべきである。カティナをないがしろにすること、即ち放置すること⁽²²⁾もしくは壊れたままにすること⁽²³⁾、風と太陽熱によって損壊させられること、あるいは雨に打たれること、あるいは鳥によって〔糞が〕落とされること⁽²⁴⁾は、許されない。さて、実に時には〔カティナの紐を〕結び〔直す〕べきであり、時には修繕すべきである。さて、カティナがない時は、寝台もしくは椅子の上で衣を作り、縫うべきである。さて、そのようなものもない時は、禅房か、集会室か、円形堂における地面に牛糞を塗り、〔そこで〕衣を縫うべきである。それすらない場合、膝の上に衣を置いて縫うべきである。カティナに関しては、このようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

2. (Ms.20b6) 「簾（チャッカリー）に関してはこのようにふるまうべきである」

世尊は舎衛城に滞在しておられた。ある時、一人の比丘が禅房に入っていた。彼は快適さのために禅房〔の戸〕を開けて入っていた。そして、それゆえ彼は寒気に襲われた。「長い間、私は寒気に襲われていた。その妨げによって一晩中、心が統一状態（samādhāna-：三昧）に至ることはなかった」。比丘たちはこの問題点を世尊に述べた。

〔すると〕世尊はおっしゃった—「そうであるならば、まさに簾を作るべきである。〔簾を〕作ろうとする比丘は、まず、竹か、ナラ（naḍa-）か、ナンガラか、カーンダを材料にしてチャッカリーを作るべきである。〔そして〕紐もしくは糸によってしっかりと縫い合わせるべきである。長い間結び直す必要のないようにすべきである。禅房の戸の上に3本の釘を打ちつけるべきである。〔そして〕それに簾を結びつけるべきである。つり下げたら、下に2本の釘を打って、それに結びつけるべきである。比丘が禅房に入ったら、戸を開放すべきである。簾を広げ、〔手で〕つり下げ、釘と結んでから、つり下げるべきである。禅房が快適になった後、精舎に行って、簾を上げるべきである。そこに長時間坐っている者を、大勢〔の比丘〕によってむりやり起こそうとはならない。そのときは、実に〔比丘は〕棒や砂利によってカタカタと音をたてるべきであり、その後に簾を上げるべきである。〔中に〕入ってから、簾をつり下げるべきである。〔それから〕戸を固定すべきである。その後に戻ってくるべきであり、禅房に入るべきである。〔それから〕戸を開けるべきである。簾を上げて、戸を閉め、簾をつり下げて、禅房に入るべきである。起き上がったら、禅房から精舎に移動し、日がでてきたら、⁽²⁶⁾

(114)

簾を上げて、上方に結びつけるべきである。戸を開けて、そこに入るべきである。このように、毎日、日中につり下げたままにしておくことは許されない。さらに、その簾をないがしろにすること、即ち放置すること、あるいは壊れたままにすること、あるいは虫に食わせることは許されない。そのときは、実に時には〔紐もしくは糸で〕結び〔直す〕べきであり、時には修繕すべきである。簾に関しては、このようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

3. (Ms.21a4) 「精舎に関してはこのようにふるまうべきである」

世尊は舎衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、世尊は5つの〔比丘としての〕志を確認しながら……中略……5日毎の精舎巡りを行っていたところ、精舎に裂け目ができ、壊れ、雑草 (olla?) に覆われ、汚れ、修繕されていないのを見つけられた。⁽²⁷⁾

世尊は知りつつも尋ねられた―「比丘よ、この精舎に裂け目ができ、壊れ、雑草に覆われ、汚れ、修繕されていないのはどうしたことか。そうであるならば、実に精舎に関してはこのようにふるまうべきである。精舎と呼ばれるものには、上等、中等、下等の3種ある。上等と呼ばれる精舎とは、地面は豆のように黒く、天井カバーは真白であり、壁はしっくいを塗られている。⁽²⁸⁾このようなのが上等の〔精舎〕である。中等と呼ばれる〔精舎〕とはいかなるものかという、中等の精舎は、〔地面が〕豆のように黒く、壁はしっくいを塗られている。天井カバーは真白ではない。このようなのが中等の〔精舎〕である。下等の〔精舎〕とはいかなるものかという、地面が豆のように黒く〔なく〕、天井カバーは真白でなく、実に壁はしっくいが完全には塗られていない。⁽²⁹⁾このようなのが下等の〔精舎〕である。上等の精舎においては、中に寝台、椅子を〔直接〕置くことは許されない。そのときは、実に4つの(寝台の)脚置き (pratipādaka-) を作るべきである。地面を掘らないようにするためである。そこに(寝台の)脚置きを置いて、その上に〔寝台を〕置くべきである。さて脚置きがない時は、下帯を〔寝台の〕脚 (pāda-) に結ぶべきである。椅子を置く場合、同様にまた、長椅子 (āsandaka-) もしくは三脚椅子を置く場合、その足に下帯を巻くべきである。そこにおいて、炭火暖房 (mandamukhī-) に点火すること、あるいは燈火を持ち込むことは許されない。さて、比丘が寝台の準備をしようとするならば、燈火を持ち込んでも無罪である。寝台の準備を終えたものが、直ちに鎮火すべきである。⁽³⁰⁾そこにおいて、足を洗い、手を洗い、顔を洗うこと⁽³¹⁾

は許されない。そこで経行することは許されない。パットーリを洗濯することによって⁽³⁸⁾、比丘が疲れたときは、パタパタ⁽³⁹⁾と行ったり来たりしても無罪である。[精舎の]片隅で[経行することは]許されない。そのときは、実に[精舎の中を]まんべんなく経行すべきである。パットーリを広げない者が⁽⁴¹⁾、そこにおいて、正式な食事 (bhaktakṛtya-) もしくは朝食をなすこと、もしくは鉢を清めることは許されない。次に、中等の[精舎]の場合を[述べよう]。中等の[精舎]においても、[上等の精舎と]同じ教説が適用される。次に、下等の精舎の場合を[述べよう]。たとえ比丘が[寝台の]脚置きなしに寝台を置いたとしても無罪である。椅子か、小椅子 (pīṭhikā-) か、三脚椅子を脚置きなしに置いたとしても無罪である。あるいは炭火暖房に点火したとしても無罪である。あるいは燈火を持ち込んだとしても無罪である。病人・無病人を問わず無罪である。経行したとしても無罪である。[このように]知るべきである。もしもその精舎が湿っぽいときは、そこにおいて足を洗うこと、手を清めることは許されない。もしも[その精舎が]乾燥しているときには、比丘が足を洗ったとしても、顔を洗ったとしても、手を清めたとしても、ほこり集めを行った (rajonigrahaṃ kāheti)⁽⁴³⁾としても無罪である。正式な食事もしくは朝食を行ったとしても、鉢を清めたとしても、無罪である。精舎をないがしろにすること、即ち裂け目ができ、壊れ、雑草に覆われ、汚れたりしているのを無視することは許されない。さて[精舎に]裂け目ができたとき、[裂け目が]草の覆いであるならば、草の束を与えるべきである。粘土の覆いであるならば、粘土の塊を与えるべきである。煉瓦の覆いであるならば、煉瓦を与えるべきである。アパッカの覆いであるならば、アパッカを与えるべきである。カバツリカー⁽⁴⁵⁾の覆いであるならば、カバツリカーを与えるべきである。木片の覆いであるならば、木片を与えるべきである。しっくい⁽⁴⁴⁾の覆いであるならば、しっくいの塊を与えるべきである。時には掃除すべきである。蜘蛛の巣は除去すべきである。鼠塚は壊すべきである。[地面が]でこぼこ⁽⁴⁷⁾になったならば、平らにすべきである。泥で埋めるべきである。ヴァンゴーリカー⁽⁴⁸⁾を与えるべきである。雑草に覆われたときは、[それを]除去して⁽⁴⁹⁾、[牛糞を]塗りたくって⁽⁵⁰⁾、擦り拭くべきである⁽⁵¹⁾。[精舎が]湿っぽいときは、砂もしくは砂利⁽⁵²⁾を撒くべきである。[精舎が]乾燥しているときには、時々水を撒くべきである。掃き清めるべきである。乾いた牛糞片を与えるべきである。蜘蛛の巣は除去すべきである。精舎に関しては、このようにふるまうべきである。[このように]ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

4. (Ms.21b7) 「痰に関してはこのようにふるまうべきである」

世尊は舎衛城に滞在しておられた。5つの〔比丘としての〕志を……以下、詳細な因縁は略すが……世尊は5日毎の精舎巡りを行い、歩き回っておられたところ、精舎の壁が、腐敗した痰あるいは腐敗した鼻汁によって、あるいは垂れ下がった鼻汁によって傷んでいるのを見られた。

世尊は知りつつも尋ねられた—「比丘よ、精舎のこの壁に腐敗した痰・鼻汁が垂れ下がっているというのはどうしたことか。そうであるならば、実に痰に関しては、このようにふるまうべきである。『痰に関してはこのようにふるまうべきである』というのはどういうことかという、しっくい⁽⁵³⁾が塗られていようといまいと、比丘が痰や鼻汁を壁に棄てることは許されない。そのときは実に、素焼きの皿 (kapāla-) か、飲器 (malla-) か、水瓶 (kuṇḍika-) か、ダカーナカ⁽⁵³⁾かによって痰壺 (kheṭakaṭāha-) を作るべきである。〔それに牛糞を〕塗りたくって、砂か、小石か、一パッタの土塊⁽⁵⁴⁾によって満たすべきである。それから、そこに痰を吐くべきである。痰壺をないがしろにすること、即ち、分量をみたした〔ままに〕することは許されない。さて、実に、時には〔中身を〕棄てて、別のもので満たすべきである。日光に当てるべきである。〔その後〕再び〔砂か小石か土塊を〕入れるべきである。さて、痰壺か、飲器か、コーティカ⁽⁵⁵⁾か、穴が開けられたプティカー⁽⁵⁶⁾を設けるべきであり、そこに痰を吐くべきである。時には〔中身を〕流し捨てるべきである。さてこのようなものが存在せず、地面にしっくい⁽⁵³⁾が塗られているならば、地面に〔痰を〕吐くことは許されない。そのときは、実に一方の足の革履の裏に〔痰を〕吐いたならば、もう一方〔の足〕によって擦りつぶすべきである。さて精舎が乾燥しているときは、地面に吐いて、足によって擦りつぶすべきである。昼間の休息中のある比丘が経行しているとき、比丘〔の口に〕痰が生じた。さて、そのとき〔痰を〕吐き出しながら経行することは律の違反に当たる。そのときは、実に〔地面に〕吐いた後、足によって擦りつぶすべきである。経行用容器⁽⁵⁷⁾か、穴が開けられたプティカー⁽⁵⁶⁾か、砂か、角⁽⁵⁸⁾の容器⁽⁵⁸⁾を設けるべきである。そこに痰を吐くべきである。外出したときには、ひとけのない場所で (ekatamante) 吐くべきである。禪房において坐っている〔比丘が口内の〕痰を取り除く〔には〕、革履袋に出して、地面において擦りつぶすべきである。さて、敷物が敷かれている場合は、器 (bhājana-) か、水瓶⁽⁵⁹⁾か、ヒョウタン皿⁽⁶⁰⁾か、竹皿に出すべきである。さて断滅房

においては⁽⁶¹⁾、片隅において痰もしくは鼻汁を吐き出して、再び坐るべきである。また、和尚・阿闍梨の近くで痰を除去しなくなったならば、片隅においてなすべきである。さて、比丘が⁽⁶²⁾托鉢範囲あるいは街道の途上にあるときに痰が生じて、吐いたならば、足によって擦りつぶすべきである。擦りつぶさずに去れば、律の違反に当たる。さて、痰が小さく、地面が乾燥しているならば、吐いたとしても渴き尽きてしまうので、たとえ擦りつぶさなかったとしても無罪である。ある比丘がストゥーパに礼拝する際に、ストゥーパの建物⁽⁶³⁾において痰を吐いたとしたら、[この]身の程知らずの者（*aprakṛtijña-*）はどちらの足によっても擦りつぶしてはならない。このとき、[彼以外に] 2人 [の比丘] がいるならば、年少の方の [比丘] が擦りつぶすべきである。年少の [比丘] が怠惰であるか、いばっている（*bāhulika-*）ならば、年長の [比丘] が擦りつぶすべきである。痰に関しては、このようにふるまうべきである。[このように] ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

5. (Ms.22b1) 「鉢に関してはこのようにふるまうべきである」

世尊は舎衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、ある一人の比丘が戸のない風窓（*muṇḍa-vātapāṇa-*）に鉢を立たせておいたら、つむじ風がやってきて、その [鉢] が地面に落ちて、破片になってしまった。[彼はそれを] 積み重ねて、粥を告げる銅鑊（*gaṇḍi-*）を打ち鳴らした。彼は手を清めて、精舎に入ってから破片の堆積を見た。その比丘は、この問題⁽⁶⁴⁾点を世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「このように汝は、戸のない風窓に鉢を立たせている。そうであるならば、鉢に関してはこのようにふるまうべきである。『鉢に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかという、比丘はまず早朝に、衣を着て、衣鉢をもって托鉢範囲に入るべきである。托鉢範囲⁽⁶⁵⁾を出てから、食事をなし、鉢を清めるべきである。粗い抹香もしくは、粗い牛糞によって清めることは許されない。そのときは、実に、根の汁か、葉の汁か、花の汁か、砂のない牛糞によって清めるべきである。ヴィルヴァ樹（*vilva-*）か、熟した実をもつカピッタ樹（*kapittha-*）か、熟した実をもつナーリケーラ樹の下で清めることは許されない—熟したヴィルヴァの実や、熟したカピッタの実や、熟したナーリケーラの実によって [鉢を] 壊すようなことがあってはいけなから。あるいは窪みに立って（*darinīśritena*）⁽⁶⁶⁾ 鉢を清めることは許されない—落として [鉢を] 壊すようなことがあってはいけなから。さ

(118)

て実に、農具置き場⁽⁶⁷⁾か、砂場⁽⁶⁸⁾か、ドゥールヴァー草の生い茂る場所⁽⁶⁹⁾において清めるべきである。立ったまま鉢を清めることは許されない。地面において擦り拭く際は〔立ったまま擦り拭くこと⁽⁷⁰⁾は〕許されない。そのときは、実に坐って清めるべきである。拭き乾かす際⁽⁷¹⁾には、立ったまま拭き乾かすことは許されない。そのときは、実に坐って拭き乾かすべきである。しまう際には、⁽⁷²⁾『すね』の道⁽⁷³⁾か、扉か、戸のない風窓に立たせておくことは許されない。そのときは、実に、鉢袋 (pātraprasevikā-) の中に入れてから置くべきである⁽⁷⁴⁾。立ったまま〔袋に〕入れることは許されない。そのときは、実に、坐って〔袋に〕入れるべきである。鉢袋用の壁掛け⁽⁷⁵⁾か、釘 (kīlaka-) かに、ひっかけておくべきである。さて、釘がまっすぐの場合は、2・3の包帯⁽⁷⁶⁾を与えるべきである。さて、実に壁掛けが存在するならば、たとえ、このように置いたとしても無罪である。鉢袋がないならば、鉢台に置くべきである。さて、鉢台がないときは、材木か、煉瓦か、敷き石⁽⁷⁸⁾を汚れのないように清め、その上に置くべきである。さて、そのようなものも存在しないならば、〔ある〕地面の場所に牛糞を塗りつけて、〔その上に鉢を〕置くべきである。つかむ際には、片手によって2・3個の鉢をつかむことは許されない。そのときは、実に最高で3つの鉢を〔両手によって〕つかむべきである。片手で、2つ〔の鉢〕をつかみ、もう片方の手で1つ〔の鉢をつかむべき〕である。さて、精舎が暗くなってきたら、鉢によって鉢を探すことは許されない。そのときは、実に手によって探すべきである。さて、比丘が和尚か阿闍梨の鉢を持っていく〔際には〕、和尚か阿闍梨の鉢を左手によって持つていくことは許されない。そのときは、実に和尚か阿闍梨の鉢は、右手によって持つていくべきである。〔和尚か阿闍梨が〕つかんだ〔鉢〕を手放さないことは許されない⁽⁷⁹⁾。そのときは、手放すべきである。〔上から〕引き降ろすことによってしっかりつかませるべきである。洗う際には、最初に和尚か阿闍梨の鉢を洗うべきである。その後、自分の〔鉢を洗うべきである〕。乾かす際には、最初に和尚か阿闍梨の〔鉢を〕乾かすべきである。その後、自分の〔鉢を乾かすべきである〕。しまう際には、最初に和尚か阿闍梨の〔鉢を〕しまうべきである。その後、自分の〔鉢をしまうべきである〕。鉢袋⁽⁸⁰⁾を作るべきである。二重・三重に鉢袋に入れて草の束⁽⁸¹⁾の上に置くべきである。肩紐⁽⁸²⁾の中に入れて固定して、坐って膝の上に載せるべきである。もしくは寝台か椅子の上に載せるべきである。〔鉢を〕取り上げる場合は、釘⁽⁸³⁾を手によって探ってから、寝台もしくは椅子の上や網戸のある風窓や鉢の樹皮座⁽⁸⁴⁾を〔手が〕激しくぶつかる (Jghaṭṭ-) ことのないように〔探すべきである〕。鉢をないがしろにすること、〔即ち〕木材⁽⁸⁵⁾で傷つけたり、

壊したり、穴を開けることは許されない。さて実に、時々、焼くべきであり、火にかけるべきであり、染色すべきである。鉢と同時に、不浄なもの（aprayata-）をつかむこと、[即ち]大便・小便・痰・鼻汁・残食・塵埃・その他の不浄なものをつかむことは許されない。鉢をもったまま、髪を剃ること・足か顔を洗うこと・蒸し風呂に入ること・水仕事をするには許されない。このように、鉢に対しては、眼に対するかのようにふるまうべきである。[このように] ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

6. (Ms.23a4) 「粥に関してはこのようにふるまうべきである」

世尊は舍衛城に滞在しておられた。そのとき、6人で群をなしている大徳たちは、ある種の粥を非難し、ある種の[粥]を賞賛していた。まず、[粥の穀粒が]軟らかいとき、彼らは言った—「おいおい、どこにこんな粥があるか？ これは[まるで]ガンジス河やアチラーヴァティー河やサラユー河やマヒー河やマハー・マヒー河で、ニチュダ（nicuḍa-：葦の一種）の枝によって穀粒を探さなければならぬようなものだ！」と。[粥の穀粒が]硬いときは言った—「おいおい、どこにこんな粥があるか？ どこにこんな食べ物があるか？⁽⁸⁶⁾ どこにこんなお吸い物があるか？⁽⁸⁷⁾ これは大なたで切りきざまなければならぬ！」と。彼ら比丘たちは否定されて、悲しみ、逆上し、平常心を失ってしまった。⁽⁸⁸⁾ 以上の問題点を比丘たちは世尊に述べた。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしているものを呼んできなさい」と。彼らは呼ばれてきた。これについて[世尊は]尋ねられた。彼らは言った—「その通りです、世尊よ」と。

[すると]世尊はおっしゃった—「そうであるならば、粥に関してはこのようにふるまうべきである。『粥に関してはこのようにふるまうべきである』とはどういうことかという、粥についての時が告げられたならば、知るべきである、この粥は、両方のサンガ（＝比丘サンガ・比丘尼サンガ）のため[に作られた]のか、[いずれかの]集団のために[作られた]のか、房舎に住む[比丘]のため[に作られた]のか、招待された[比丘]のため[に作られた]のかを。⁽⁹⁰⁾ もしも、両方のサンガのために[作られた]のであれば、全員が行くべきである。[いずれかの]集団のために[作られた]ならば、⁽⁹¹⁾ その集団が行くべきである。房舎に住む[比丘]のために[作られた]のであれば、その房舎に住む[比丘]が行くべきである。招待された[比丘]のために[作られた]のであれば、その招待された[比丘]が行くべきである。

(120)

まずあらかじめ、比丘は歯磨棒を噛むべきであり、顔を洗い、手を清め、鉢をもって坐るべきである。革履を履いたまま粥を受け取ることは許されない。頭を布で覆ったり、全身を衣で覆ったりしたまま受け取ることは〔許されない〕。そのときは、実に革履を脱いで (nikhosiya)、一方の肩に衣をかけて、粥を受け取るべきである。もしも叱責を受けたなら⁽⁹²⁾ば、革履の革紐 (pārṣṇivaddhra-) を解くべきである。〔それから〕再度の施物の獲得を請い求めに行くべきである。坐っている〔比丘〕に対し順番に粥を与えるときは、年の順に配るべきである。もしも、〔粥が〕薄いときは、『おいおい、これはガンジス河……略……マヒー河、チャンドラバーガー河〔において云々〕』と言ってはならない。もしも〔粥が〕硬いときは、『これは粥ではなく、これは米粒であり、これは杖状の矢によって碎かれるべきものである⁽⁹³⁾』と言ってはならない。実に与えられた〔粥〕をそのように受け取るならば、施主の意思と受者の意思は一致しないものとなる⁽⁹⁴⁾。さて、比丘が老化もしくは病気で弱ったとき、あるいは寒すぎたり暑すぎたりして、その比丘が歯磨棒を噛まず、顔を洗わず、手を洗わないならば、すぐに鉢を与えるべきである。〔そして〕言うべきである—『大徳よ、この私の粥の分け前を取りなさい』と。〔粥を〕受け取ったならば、食べるべきである。これら緩慢なる者たちが、粥を非難したり、賞賛したりするのは律の違反に当たる。粥に関してはこのようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

7. (Ms.23b3) 「このように立つべきである」

世尊は舎衛城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、ヨーガを行じている一人の比丘がヴィデーハ地方の山に坐って、心を統一しようとしていた。するともう一人の比丘が近づいて彼の前に立った。彼(=ヨーガを行じている者)の心は、その妨げによって、三昧に達することはなかった。そのヨーガを行じている者は、世尊にこの問題点を述べた。〔すると〕世尊はおっしゃった—「その比丘を呼んできなさい」と。彼は呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「比丘よ、このようにヨーガを行じているものが、ヴィデーハ地方の山に坐って、心を統一しようとしていた。汝は、その時、彼の面前に近づいて立っていた。その妨げによって彼の心は三昧に至ることはなかった、というのは本当か」と。〔比丘は〕言った—「その通りです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「比丘よ、汝は、ヨーガを行じている者の面前に立つという悪事をな

した。そうであるならば、このように立つべきである。『このように立つべきである』とはどういうことかという、まず、比丘は、ヨーガを行じている比丘の面前に立つことは許されない。遊女の近く⁽⁹⁵⁾に立つことや、殺人者を捕らえている建物（＝牢獄）の近くに立つことも許されない。[木などで] 覆われすぎた場所もしくは目立ちすぎる場所に立つことは許されない。その時は、実に覆われていても人目につく場所に立つべきである。ストウパーに背を向けて立つことは許されない。サンガ・和尚・阿闍梨・長老に背を向けて立つことは許されない。革履を履いて、あるいは手を腰に当てて、あるいは頭を布で包んで、あるいは手をだらりと下げて立っていることは、許されない。サンガの中で『立つな』と言われた[比丘が]立つことは許されない。あるいは、和尚・阿闍梨によって『立つな』と言われたまさにその[比丘]が立つことは律の違反に当たる。[比丘が] 病気の際は、革履を履いても、頭を布で包んでも、手をだらりと下げて立っていたとしても無罪である。このように立つべきである。[このように] 立たなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

8. (Ms.24a1) 「このように経行すべきである」

世尊、即ち神々の師にして人々の師は王舎城に滞在しておられた。詳細な因縁は略すが、ヨーガを行じている一人の比丘がヴィデーハ地方の山に坐して心を統一しようとしていた。[そこに] もう一人の比丘がやってきて、彼の面前で多羅樹の革履を履いて、長い間、経行を行った。「タピヤ、タタピヤ、タピヤ、タタピヤ」というその音によって、彼の心は三昧に達することがなかった。この問題点を、そのヨーガを行じている者は世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「比丘よ、このようにあるヨーガを行じている者がヴィデーハ地方の山に坐して心を統一しようとしていた」云々と。その[問題点の] 全てを世尊は詳細に繰り返した—「……その音によって彼の心は三昧に達することはなかった」と。[その比丘は] 言った—「その通りです、世尊よ」と。

世尊はおっしゃった—「比丘よ、このように汝はヨーガを行じている比丘の面前で経行するという悪事をなした。そうであるならば、このように経行すべきである。『このように経行すべきである』とはどういうことかという、まず、比丘はヨーガを行じている者の面前を経行することは許されない。あるいはストウパーに背中を向けて経行すること、サンガに背中を向けて経行すること、和尚・阿闍梨に背中を向けて経行することも許されない。比丘が和尚・阿

(122)

闍梨と共に経行する時は、和尚・阿闍梨を追い越して経行することは〔許されない〕。並んで経行することも許されない。そのときは実に、2・3歩下がって経行すべきである。サンガの中で経行するときは、『経行するな』と言われた〔比丘〕が経行することは許されない。さて、グリタ (ghṛta-) もしくは下剤 (virecana-) を飲んだ病人が経行するときですら、先んじたり、並んだりして進むことは許されない。遅れて進むべきである。〔周囲を〕回る時は、和尚・阿闍梨に背中を向けて回することは許されない。その時は、実に身体の右側を〔和尚・阿闍梨の方に〕向けて (=時計回りに) 回るべきである。遊女の近くを経行することも許されない。華々しい店 (dyutikarasaḷā-) の近くを経行することも許されない。殺人者を捕らえてある建物の近くを経行することも〔許されない〕。あるいは目立ちすぎる場所で経行することも許されない。そのときは、実に〔木などで〕覆われていても人目のある場所で経行すべきである。経行に関しては、このようにふるまうべきである。〔このように〕ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

9. (24a6) 「このように坐るべきである」

世尊は舍衛城に滞在しておられた。6人で群をなしている大徳たちは、駱駝坐 (uṣṭra-) を組んで禪房に入っていた。膝をぴったりと閉じて〔坐禅に〕ふけていた。比丘たちはこの問題点を世尊に述べた。

世尊はおっしゃった—「6人で群をなしているものたちを呼んできなさい」と。そして、彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしているものよ、汝たちは本当に駱駝坐を組んで禪房に入っていたのか？ 膝をぴったりと閉じて〔坐禅に〕ふけていたのか？」と。彼らは言った—「その通りです、世尊よ」と。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしているものよ、このように汝たちが駱駝坐を組んで坐っていたことは悪事である。それゆえ、駱駝坐を組んで坐ることは許されない」と。

世尊は、それらの比丘に呼びかけた—「比丘たちよ、雪山 (ヒマーラヤ) の象の如くに坐りなさい。1頭の象を囲んで2頭の象が坐っている。2頭の象を4頭の象が囲んで坐っている。4頭を8頭が、8頭を16頭が、16頭を32頭が、32頭を64頭の象が云々という態勢で、囲んで坐っている。〔比丘は〕駱駝坐を組んで坐ることは許されない。禪房においては、比丘はまず、吉祥坐 (svastika-) を組んで坐るべきである。そして、その坐法によって坐っているとき、

疲れてきて、胎児のように青白くなったときですら、両足の関節がマタマタという音をたてることは許されない。そのときは実に、一方の足を快適に伸ばすべきである。片足を少しの間休ませた後に、折り曲げて、もう一方の足を快適に伸ばすべきである。[それから]立ち上がって、片隅で経行すべきである。禅房においては、頭を布で包んで坐ることは許されない。さて [比丘が] 老衰もしくは病気で弱ったときか、頭痛がする時には、頭半分と片方の耳（半頭一耳）を覆うべきである。ひとけのない場所に（ekānte）いるとき、即ち断滅房（ucchedaka-）か、樹木の根元か、精舎に潜んだ [比丘] は、頭を布で包んで坐ったとしても無罪である。少しの間休息した後、さらに、吉祥坐を組んで坐るべきである。さて、吉祥坐を組んで坐ることもできないときには、半跏坐を組んで坐るべきである。さて、半跏坐を組んで坐ることもできないときには、両足を伸ばして、衣で覆って坐るべきである。膝をぴったりつけて（＝正座をして）[坐禅に] ふけることのないようにすべきである。ストゥーパに背を向けて坐ることは許されない。あるいはサンガに背を向けて坐ることも [許されない]。あるいは和尚・阿闍梨に背を向けて坐ることも [許されない]。あるいは年上の [比丘] に背を向けて坐ることも [許されない]。サンガの中で『坐るな』と言われたまさにその [比丘] が坐ることも [許されない]。和尚・阿闍梨によって『坐るな』と言われた [比丘] が坐ることも [許されない]。遊女の近く、もしくは華々しい店の近くに坐ることも許されない。殺人者を捕らえてある建物の近くに坐ることも [許されない]。あまりに奥深い場所⁽⁹⁶⁾に坐ることも [許されない]。実に [木などで] 覆われていても人目につく場所に坐るべきである。坐り方に関しては、このようにふるまうべきである。[このように] ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

10. (24b6) 「このように寝るべきである」

世尊は舍衛城に滞在しておられた。そのとき、6人で群をなしている大徳たちは、顔を下にして寝ていた。顔を上に向けても寝ていた。左脇によっても寝ていた。この問題点を比丘たちは聞いた。比丘たちは世尊に告げた。世尊はおっしゃった—「6人で群をなしているものたちを呼んできなさい」と。そして彼らは呼ばれてきた。世尊はおっしゃった—「汝たちは本当に顔を下にして寝ていたのか？ 左脇によっても寝ていたのか？」と。彼らは言った—「その通りです、世尊よ」と。世尊はおっしゃった—「汝たちは悪事をなした。なぜならば、顔を上に向

けて寝ることは許されないし、顔を下に向けて寝ることは許されないし、左脇によって寝ることは許されないから」と。

世尊は比丘たちに呼びかけた—「比丘たちよ、顔を下に向けて寝る者は餓鬼である。比丘たちよ、顔を上に向けて寝る者は阿修羅に属するものである。左脇によって寝る者は、快樂を享受する者である。比丘たちよ、獸王である獅子のように寝るべきである。比丘たちよ、獸王である獅子は右脇によって寝ている—足は足の上に置き、舌の先端は口蓋の先端 (tālukāgra-) に安置して、足の指は身体と平行に伸ばして、右腕は頭の下に置いて、左腕は身体と平行に伸ばして。その〔獅子〕はまた、目覚めていようとする場合は、上体を起こして、身体の背面を見つめている。〔坐禅をしているときに〕身体が別の姿勢になった⁽⁹⁷⁾のを見るのは、不満であろう。身体が別の姿勢になったのを見て満足し、喜んでいならば、比丘はまず寢床を設けて、右を向いて寝るべきである。左〔脇〕によって寝ることは許されない。右〔脇〕という寢床を設けるべきである。衣掛けの下で、初夜⁽⁹⁸⁾の間は、誦經 (uddeśa-)・自習 (svādhyāya-) に専念して、立ちながら、あるいは経行しながら過ごすべきである。中夜の間は、右脇によって獅子寝をすべきである。足は足の上に置き、舌の先端は口蓋の先端に安置すべきである。右腕は頭の下に置いて、左腕は身体と平行に伸ばして、起想⁽⁹⁹⁾を意識して寝返りを打たずに、日が昇るまでは横たわっているべきである。後夜の間は、結跏趺座を組んで過ごすべきである、あるいは誦經に専念しながら、立つことおよび経行に専念しながら。もしも比丘が寝苦しいならば、〔右〕脇と〔左〕脇をひっくり返して (=寝返りを打って⁽¹⁰⁰⁾) 寝ても無罪である。老衰もしくは病気によって弱ったときと、右脇にできもの (gaṇḍa-) か腫れ物 (piṭaka-) ができたときは、左脇によって寝たとしても無罪である。ストゥーパに足を向けて寝ること、サンガに足を向けて寝ること、年上の比丘に足を向けて寝ること、もしくは和尚・阿闍梨に足を向けて寝ることは許されない。このようにして寝るべきである。〔このように〕ふるまわなければ、威儀に関する法に違反することとなる」と。

ウダーナ

1. カティナに関してはこのようにふるまうべきである。
2. 簾に関してはこのようにふるまうべきである。
3. 精舎に関してはこのようにふるまうべきである。
4. 痰に関してはこのようにふるまうべきである。

5. 鉢に関してはこのようにふるまうべきである。
6. 粥に関してはこのようにふるまうべきである。
7. このように立つべきである。
8. このように経行すべきである。
9. このように坐るべきである。
10. このように寝るべきである。

略号

- AMgD** *An Illustrated Ardha-Māgadhī Dictionary*, Tokyo, 1977.
- Apte** V. Sh. Apte : *The Practical Sanskrit-English Dictionary*, Poona, 1957-59.
- AsDh** *The Facsimile Edition of the Abhisamācārika-Dharma of the Mahāsāṃghika-Lokottaravādin*, Taishō University, 1998.
- BhīV** G. Roth : *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970.
- BHSD** F. Edgerton : *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, New Haven, 1953.
- Ch** 『大正新脩大藏經』(*The Tripiṭaka in Chinese*), 1926, vol.32.
- Cone** Margaret Cone : *A Dictionary of Pāli*, pt I, Oxford, 2001.
- Dhātupāṭha** Dhātupāṭha (in O. Böhtlingk : *Pāṇini's Grammatik*), Leiptiz, 1887.
- J** B. Jinānanda : *Abhisamācārikā*, Patna, 1969.
- MarED** Molesworth's Marathi-English Dictionary, 1857.
- Monier** Monier Williams : *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford, 1899.
- Mvy** R. Sakaki (ed.) : *Mahāvvyūṭpatti*, Kyoto, 1926.
- Nipponica** Super Nipponica2001 Light Edition, 小学館, 2000.
- OHED** R. S. MacGregor : *The Oxford Hindi-English Dictionary*, Oxford, 1993.
- Prasad** M. Prasad : *A Comparative Study of Abhisamācārikā*, Patna, 1984.
- PTSD** Pāli Text Society, *Pāli-English Dictionary*, 1921-25.
- PSM** *Pāia-Sadda-Mahaṅṅavo (A Comprehensive Prakrit-Hindi Dictionary)*, Delhi, 1986.
- PW** O. Böhtlingk & R. Roth : *Sanskrit Wörterbuch (=Petersburg Wört.)*, 1855-75.
- pw** O. Böhtlingk : *Sanskrit Wörterbuch in kürzerer Fassung*, 1879-89.
- SBED** *Samsad Bengali-English Dictionary*, 2nd ed., Calcutta, 1982.
- Upasak** C. S. Upasak : *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms*, Varanasi, 1975.
- VPK** *Vaidika-Padānukrama-Kośaḥ (A Vedic Word-Concordance)*, Hoshiarpur, 1935-65.
- 「覚書」 拙稿：「写本に関する覚書」，『手引』，pp.17-26所収。
- 『声聞地』 声聞地研究会編：『瑜伽論声聞地：第一瑜伽処』，山喜房佛書林，1998。
- 『手引』 比丘威儀法研究会編：『〔大衆部説出世部律・比丘威儀法〕梵文写本影印版手引』，大正大学総合佛教研
究所，1998。
- 『ネパール語辞典』 三枝礼子：『ネパール語辞典』，大学書林，1997。

『梵和』 荻原雲来編：『漢訳対照梵和大辞典』，講談社，1986。

註

- (1) 『手引』。その後、第5～7章の転写テキストも刊行した（『大正大学総合佛教研究所年報』，21号，1999所収。第1～4章の正誤表も含む）。また、鈴木晃信氏はコンピュータを用いて単語リストを作成した。これらは、2002年10月現在、総合佛教研究所のホームページよりダウンロードが可能である（<http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu/AsDhIndE.htm>）。
- (2) 本邦の辛嶋静志博士（創価大学）が、テキスト校訂に長年取り組んでおられ、独訳と共に出版される予定と伺っている。
- (3) 『手引』，pp.99-113.
- (4) 西村実則，「大衆部・説出世部の僧院生活：『アビサマーチャーリカー』 I，一～三（和訳）」（『斎藤昭俊教授古稀記念論文集』，2000所収），「同(2)」（『石上善應教授古稀記念論文集』，2001所収），「同(3)」（『大正大学紀要（人間学部・文学部）』第86号，2001所収），「同(4)」（『櫻部建博士喜寿記念論集』，2002所収）。
- (5) 吉澤秀知，「『Abhisamācārikā』第2章（1～3）試訳」（『大正大学大学院研究論集』，第26号，2002所収），「同（4～7）試訳」（『佐藤良純教授古稀記念論文集』，2003，掲載予定）。この他にも、米澤嘉康氏による第2章の翻訳も参照させて戴いた。
- (6) 松濤泰雄，「『比丘威儀法』第六章試訳」（『石上善應教授古稀記念論文集』2001所収）。
- (7) kaṭhina- とは衣を縫う際に敷く裁縫用マット。筵（むしろ）。
- (8) 以下、各項目のタイトルとして各章末尾の Udāna を採用した。
- (9) その5つは、Ms.10b2-3, 11a5-6 に省略なしに述べられている（吉澤訳を参照）。5つの比丘としての志（arthavaśa-）が維持されているかを確認するために世尊は精舎巡りを行うのである。換言すれば、artha- とは出家の「動機／目的」であり、その「意思」（vaśa-）がまだ保持されているかを確認するために、世尊は精舎巡りをするということであろう。Pāli dasa atthavaśa- 「十利」に関しては、平川彰，『二百五十戒の研究 I』，春秋社，1993，pp.148-154に詳しいが、そちらの文脈では「動機」と訳するのが適当と思われる。この語に限ったことではないが、原文の格の違い（この語では Accusative / Ablative）や文脈によって意味が変わってくるので、「利益」という漢訳から原意をとらえようとするのは危険である。
- (10) hasta とは、辞書によると肘から指先までの長さを指す単位で「肘」（=24 aṅgula）と訳される語。Veda 文献においてこの長さは aratni と呼ばれていた。Monier (18inch) によると約46cmになるから、552cm × 368cm の大きさになる。但し、これがやや大きすぎるとすると、「手」という字義からして、開いた手の大きさを指して hasta という語が使われた可能性も考慮すべきではなかろうか。この他、手の大きさに関する単位としては、例えば、Śatapatha-Brāhmaṇa では、prādeśa- (=12 aṅgula (『梵和』の22 aṅgula という記述は誤植か)：人差し指と親指を最大に広げた長さ) と vitasti- (=13 aṅgula：開いた手の親指から小指までの長さ「磔手」) が用いられている。Cf. S. S. P. Sarasvati, *The Critical and Cultural Study of the Śatapatha-Brāhmaṇa*, Delhi, 1988, pp.477f. また、漢訳では数字が異なっているので (Ch 505c3：長十肘廣六肘)，漢訳の底本が AsDh とは異なっていたことが解る。いずれにせよ、これらの度量法に関しては、尚、研究の余地がある。
- (11) naṅgala-. Pāli naṅgala- に相当する語であるが、PTSD によれば、植物名としては用いられていないよ

うである。Prasad は、naṅgala- を 'a hollow stalk' と訳す。

- (12) Prasad は、kāṇḍa- を 'stalk' と訳す。
- (13) caruka-. Monier には cāruka- という語形で収録しているが、意味 ('the seed of Saccharum Śara') はここには不適。ムンジャソウ (Muñja-, 学名 Saccharum Sara) そのものを指すと思われる。西岡直樹, 『定本インド花綴り』, p.346-8. の記述はこの推測の傍証になるかもしれない: 「…このムンジャソウの茎が床材として使われている。ムンジャソウの茎を十数本束ね、稲ワラで堅く縛って並べ、その上に土を敷いて塗り固めて床にするのだが、いくぶんクッションがあって心地よい。このムンジャソウの茎は耐久性があり、木材のようにシロアリに食われる心配がないので床材として最適なのだそうだ。…」 (p. 348)。
- (14) rohiṣa-. PW によると "eine best. Grasart", Monier / Apte によると, 'a kind of fragrant grass' という。
- (15) rejjukāya. rajju- の Oblique case, sg. と解した。
- (16) buṇitavyam. PSM s.v. vuṇiya-; OHED s.v. bunanā- 'to weave; to plait'; SBED s.v. bunā- 'to weave; to knit'; Marāṭhī bunaneṃ- 'to weave' (MarED); Nepālī bunnū- 「織る」 (『ネパール語辞典』) と同語源と考えられる。
- (17) agniśālā-. 湯を沸かしたりするのに用いる火を扱う部屋という意味であって、暖房のきいた部屋という意味ではない。Upasak, s. v. aggisālā によると, 各部屋で比丘たちが勝手に火を扱って方々を汚すことを避けるために, このような部屋が設けられたという。
- (18) savva(nva)ṭiyāṇaṃ. 即ち, < saṃvaṭiyāṇaṃ (saṃvaṭṭati (< saṃ√ṛt-) の Absolutive) と解した。
- (19) rajjue. rajju- の Oblique case, sg. rajjuye. の異形とみなす。
- (20) ukkavayitavyaṃ. 語根は不明であるが, 文脈から 「つり下げる」という意の動詞の Gerundive と推測した。
- (21) kaṭhinasya. 動詞の目的語としての Genitive と解した。仏教文献における Accusative 的 Genitive の用例に関しては, S. Sen, *An Outline Syntax of Buddhistic Sanskrit*, Calcutta, 1928, pp.33-35 を参照。
- (22) ullaggakam. Skt *ud-√lag- の ppt. ullagna- の派生語と解した (nagna > nagga と同じく, gn) gg は同化とみなす)。√lag- の意味は 「固着する」 であるが, 前綴の ud- 「上方に」 を付けて逆の意味を表している (「放り投げる, 放置する」) と考えて訳した。12a7 ullaggakā, 13b3 ullaggakā もその意味で解釈しうる。
- (23) paluggakam. Pāli id.; BHSD s. v. pralugna-.
- (24) ohayi(pi)yantāṃ. o/hā- (Vedic ava/hā- 「立ち去る」) の Causative Passive で, 「置き去りにされる」 > 「(糞が) 残される」 の意に解した。
- (25) saṃsakkati. 語根は不明であるが, saṃsagga- (< saṃ√sṛj-) の Denominative *saṃsaggati に無声音化が生じて, saṃsakkati となったと考えることも可能か (?)
- (26) yadi [tā]va prabhātaṃ bhavati.
- (27) oddriṇṇaka-. Skt ava-√dṛ- の ppt. avadīrṇa- 'split into two, devided, broken' (Apte) と同語源と推測される。AsDh では oddriṇṇaka- という語形が 1 例 (10b6) 存するが, oddriṇṇaka- という語形は 22 例存するので, Mahāsāṃghika の言語においては, r の Metathesis が生じた形が一般的であったと推測される。

(128)

- (28) *ollāpe* (*ye*). *olla-* の Oblique case とみなす。 *olla-* の意味は確定しがたいが、ここでは雑草一般を指すものと解した。諸辞書の記載は以下の通り： Monier s.v. *ola-* / *olla-*, ‘mfn. wet, damp, L.;(am), n. Arum Campanulatum’; Apte s.v. *olla-*, ‘a. Wet, damp. m. 1 hostage. 2 esculent root (Mar. suraṇa)’; BHSD s.v. *ulla-* ‘adj. (= AMg, id., for Skt ārdra), *wet*, of sorrow, *fresh*, *new*(so Skt. ārdra, BR): Mv iii. 116.8 *ullenaiva śokena*, substantially with mss.; Senart em. wrongly’; Hindī *ola-* ‘m. a pungent, edible root, *Arum campanulatum*’ (OHED); Bengali *ola-* n. ‘an edible bulbous plant akin to arum or turnip’ (SBED); Marāṭhī *ola-* ‘humidity, moisture etc.’ (MarED); AMgD. *ulla-* ‘wet, damp’ も同語源と思われる。 AMg. *ulladambha* で ‘wet i.e. green Darbha grass’ を意味するように、植物の形容詞として用いられる（「湿った、みずみずしい」）ことから、植物を指す名詞に転用されたと推測する。私見によれば、Ms. 12b2 “*urṇṇā* (*llā*)*ye gṛhitako bhavati / piṇḍaṃ śāṭiya mṛttikāye limpitavyo*” は「雑草に覆われたならば、[雑草が生えている] 土の塊を除去して、粘土を塗っておくべきである」と訳すことも可能かと思われる。
- (29) *ulloka-* ‘ceiling-covering’ は、Pkt. *ulloya-*, Skt. *ullocā-* ‘canopy’ と同語源と考えられる。語源はまだ立証されていないが、**ud-*/*lok-* ‘見上げる」の Gerundive **ullokya-* ‘見上げられるもの」 > 「天井カバー」が **ullokka-* > *ulloka-* と変化したのであろうか (?) Cf. O. von Hinüber, *Selected Papers on PĀLI Studies*, 1994, pp.1-16.
- (30) *bhitti bhavati kṛtakarmā*. *kṛtakarma-* とは「(なさるべき) 処置が施された」ということであるので、ここでは壁が主語であるので「しっくいを塗られた」と訳した。
- (31) テクストの読み方を訂正： *ullāpo* (*lloko*). *ullāpa-* は BHSD *uklāpa-* ‘dirtied, soiled’; Cone ‘rubbish, dust’ の派生語とは採らない。
- (32) テクストの読み方を訂正： *bhūmi* [na] *bhavati* (</>) *māśakālavarṇṇā*. 否定辞が落ちているものと考えた。また、本写本の *daṇḍa* の不正確さについては、「覚書」、p.24を参照。
- (33) テクストの読み方を訂正： *ullāpo* (*lloko*).
- (34) *nāhaiva bhitti kṛtaparikarmā*
- (35) *leṅkaṭa-*. G. Roth も指摘している (*Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970, p.309 f.n.) 通り、Skt / Pāli の辞書には見られない語であるが、Hindī / Bengali に同語源と思われる語が見られる。Hindī *laṃgoṭa* ‘loin-cloth’ (OHED), Bengali *leṅgaṭa* / *leṅṭa* ‘a tiny loincloth worn by Indian wrestlers and ascetics in the fashion of a suspensor’ (SBED); *leṅgaṭi* / *leṅṭi* ‘a small or threadbare *leṅgaṭa* or loincloth’ (SBED); Marāṭhī *laṃgoṭā* / *laṃgoṭī* ‘A piece of cloth worn round the loins covering privities’ (MarED).
- (36) *cchi* (*ccha*)*tti*. *cchatti* については、Cf. BhiV. p.273 f.n. 1. Nepali *caṭṭa* ‘直ちに、すぐさま」(『ネパール語辞典』) と語源的に関連があるものと推測されるが、Hindī *jhaṭa* [jhaṭ] ‘quickly, at once’; *jaldī* (OHED); Bengali と語源的に関連するかどうかは不明。
- (37) *nikkālayitavyā*. *niṣ*/*ka-* “hinaustreiben, verjagen” (pw); ‘to drive away’ (Monier) と同語源とみなす。PSM s. v. *ṅikkāla-*.
- (38) *pattholiṃ dhunantena*. *pattholi-* は、Monier s.v. *paṭola-* ‘a kind of cloth, L.’; Early Hindī *paṭolī-* ‘a kind of cloth (? silken)’ (OHED) と同語源と推測される。正確な意味は不明であるが、文脈上は地面を汚さないための敷き布の類と推測される。

- (39) テクストの読み方を訂正。手引作成時は, *ṣaṭ(a)pañca* と読んだが, *paṭapañca* (*tām*) と読んで, 「パタパタ」という擬音語と解した方が良さそうである。この種の擬音語は第7章に頻発する。
- (40) *gatā(m)gatām deti*.
- (41) テクストの読み方を訂正: *na paṃbo(ṭho)li da(u)dvāpayantena*. *paṃtholi-* は *pattholi-* の異形とみなす(註38参照)。この *Anusvāra* のような非語源的鼻音については, かつて筆者は「覚書」の結論 (p. 26) において「*tti* を *nti* と誤写」と述べて単なる誤写とみなしたが, これはおそらく誤りであろう。これについては別稿で詳しく論じられるべき問題であるが, 現時点では, 何らかの音声学的な実体を反映したものと考えなければならない, という方向に傾きつつある。 *iti / ṃti / nti / tti / ti* に関しては, G. Roth による *BhiV* の校訂も写本から再検討する必要があるだろう。
- (42) *upāṃsulaka-*. 辞書には登録されていないが, *pāṃsula-* 「塵の多い」という形容詞に動詞前綴りの *ud-* 「上方に」がついて, 「塵・ほこりが舞い上がりやすい」 > 「乾燥した」という意味として使われたと推測する。本写本では, これ以外に, *uppāṃsula(ka)-* という語形が6例, *upāṃsula-* が1例用いられている。
- (43) *√kr-* 3. sg. Fut. *Parasmaipada* (*Pāli kāhiti* に対応する語であろう)。
- (44) *apakka-*. *BHSD*. s.v. *ayakka- / ayakka- / apakka-*. にもみ収録されている語。 *apakva-* という異形も存在することから, *√pac-* 「焼く」から作られた形容詞 *pakva-* 「焼かれた」に否定辞がついて「(二度と)焼かれることのないもの」すなわち「焼き物が砕けた破片/粉」もしくは「そのような粉に水を混ぜたもの (=セメント)」のようなものを指す可能性が考えられるが, 詳細は不明。 *Roman cement* (粘土分を含む石灰石を石灰窯で焼いたのち粉碎して作ったセメント (*Nipponica* 「セメント」の項より)) のようなものがインドで既に用いられていたかどうか不明であるが, 今後考古学の研究が進めば, この種の問題も明確化するかもしれない。あるいは *pañka-* 「泥」が同化により *pakka-* になり, それに否定辞がついた形と考えると「泥に非ざるもの」 > 「泥のようにみえて泥ではないもの」 = 「セメント」というような意味で用いられた可能性も排除できない (これが正しいとすると *pakva-* は *pakka-* の誤写ということになる)。
- (45) *kabhallaṅkā-*. *Skt kavalikā*, *Pāli kabaḷikā* ‘a compress’ と同語源と解した。 *BHSD* s.v. *kabhalli-* の意味はここには相応しくない。「固定布」というような訳語も考えられるが, 正確な意味は不明。吉澤氏は「セメントのようなもの」(2002, p.240) と推測する。
- (46) *mūṣika-ukkira-*. *mūṣika-* + *utkara-* ‘a mole hill’ (*Monier, Apte*) に従うならば「モグラ塚」と訳すべきであるが, 家屋の中に巣を作るのは鼠であると考えられる (*Nipponica* 参照) ので「鼠塚」という訳を採用した。鼠が巣穴を作ることによって, 巣穴のまわりに盛り上がった土を指す用語であろう。漢訳では「鼠孔」という語に対応する。 *BHSD* s.v. *mūṣi-utkira-* ‘rat-(mouse)up-throwing, i. e. earth dug up by rats or mice’ Cf. *Ms.* 11b4 *mūṣika-ucchi(kk)ṛā*; 12b1 *mūṣikkārā*; 12b2 *mūṣa-ukkārā*; 14a4 *mūṣa-ukkirā*.
- (47) *ukūlanikūla-*. *Monier s. v. utkūla-nikūla-* と同語源と考えられる。
- (48) *vaṃghorikā-*. 辞書に見られない語。 *Skt* の辞典から類似した語形を探すと, *Apte, vaṅgerikā-* ‘a small (cane) basket’ が見いだされるが, 意味/語形とも対応していないように思われる。意味は確定できないが, 「煉瓦を砕いたもの」のような大工用語の一種と思われる。
- (49) *sāṭyaṇaṃ*. Cf. *BHSD* s. v. *sāṭayati*; *Dhātupāṭha* 1. 321.

(130)

- (50) liptopalipto. upa/lip- は「(牛糞を) 塗る」という意味であるのでこのように訳したが、この複合語の正確な意味は不明である。
- (51) ghaṣṭamaṣṭo karttavyo. ghaṣṭa- は, ghrṣṭa- (< √ghrṣ- 'to rub, polish' p.pt.) と同語源と考えられる。maṣṭa- は mṛṣṭa- (√m 琮- 'to wipe' p.pt.) と同語源と考えられる。
- (52) śarkaroṭa-. 辞書に見られない語。おそらく, śarkarā 'gravel', śarkarāla- 'impregnated with gritty or gravelly particles(as wind &c)' (Monier) と同語源。Hindī roṭā 'a piece of stone or brick, brickbat'(OHED) も, śarkarāla- / śarkaroṭa- の省略形として用いられ始めた語形と考えれば, 語源が同じである可能性もある。
- (53) dakānaka-. 辞書に見られない語。(u)daka- 「水」+ ānaka- という複合語であろうか(?)。
- (54) テクストの読み方を訂正: patthaliddra(ḍḍa)kānām. (ḍḍa / ddra の字形に関しては松濤泰雄氏による文字表(『手引』所収)を参照)。pattha- (Skt prastha-) は升目の単位。liddraka- / liḍḍaka- は辞書に見られない語であるが, Pāli leḍḍuka- 「土塊」; AMg liṃḍa- 'cow-dung' (AMGD); Nepālī liṃḍa-; liṃḍa- 'a lump or nodule of excrement' (MarED) と同語源と解して訳した。
- (55) koṭika-. Monier の 'the plant *Trigonella corniculata*' の意味が適当か。
- (56) āviddha-putikā. Cf. 『梵和』 s. v. puṭikā 「葉で形づくったじょうご状の容器」。
- (57) caṃkrama-śīrṣa-. 容器の一種と思われる。śīrṣa- は「頭, 髑髏」から「容器」の意味に転じたのであろう。
- (58) kūṭi-mallaka-. kūṭi- は「角(ツノ), 前頭骨」を意味する Vedic kūṭa- と同語源と解した。「器」を意味する mallaka- と複合して, 角で作られた容器の一種を指すものと思われる。
- (59) kundaka-. kuṇḍaka- の異形とみなす。
- (60) vaṃśa-ttholikā. 後分の ttholikā- は Vedic sthālī, Pāli thālī, thālikā と同語源とみなす。
- (61) テクストの読み方を訂正: atha dāni uccha(*cche*)do bhavati. uccheda(ka)- は, この意味では辞書に登録されておらず意味の確定は困難であるが, 24b2 (ucchedake) の用例から考えて, ある種の修行部屋を指す用語と考えた。「禪房 (prahāṇa(ka)-)」(< 「(煩惱を) 除滅する (pra/hā-) 場所」)と同様の造語法で作られた語と考え, 「(煩惱を) 断滅する (ud/ḥchid-) 場所」> 「断滅房」と訳した。
- (62) adhvānamārga-. Cf. Cone s. v. addhāna-magga.
- (63) stūpābhigṛha-. 辞書に見られない語。「ストゥーパを納めた(聖なる)建物」を指すのか「ストゥーパに面した建物」を指すのか不明であるので, 上記のように訳しておいた。
- (64) prakaraṇa-. 詳しく言えば, 「処置に困る問題の所在」「論議の対象となる経緯」とでも訳しうる語である。
- (65) nirvālikena vā gomayena. Ch. 無沙巨磨。
- (66) 要は, 窪みのような傾斜のある不安定な場所で鉢を清めるな, ということか。また, darinīśritena を daraṇi-śritena の意味でとるならば, 「(川の) 流れに当てて」と訳すことも可能か。
- (67) karṣadhāna-. karṣa- は √krṣ- 「耕す」の派生形と解し, 「農具」と訳したが確証はない。
- (68) vālikādhāna-. 「砂の置き場」> 「砂場」と解した。
- (69) dūrvvā-sādvala. dūrvā- はヴェーダ祭式によく用いられる草の名(学名 *Panicum Dactylon*)。sādvala- は Vedic sādvala- “grassy spot” と同語源と考えられる。
- (70) 文の一部が脱落していると考えて訳した: nāpi kṣamati bhūmiye ghasantena [sthitakena

ghasitum]. もしこれが正しければ, ghasantena は, Skt √ghṛṣ-, Pāli √ghaṃs- と同語源と考えられる。もう一つの可能性として, この語根が √ghas- 「食べる」であるとする, 大幅に文が脱落しているかもしれない。たとえば「地面において食べる場合は [立ったまま食べることは許されない。そのときは, 実に坐って食べるべきである。地面において清める場合は, 立ったまま清めることは] 許されない。そのときは, 実に坐って清めるべきである」というような原文が想定される。

- (71) adhvāvayantena. adhvāvaya- / adhvāpaya-ti は辞書に見られない動詞。語形は, adhvān- ‘a road, a journey; time’ の Causative Denominative と推測される。意味は不明であるが, 文脈から考えて「拭き乾かす」という訳語を与えておいた。J はこの単語に対しては soṣāpayati 「乾かす」に置き換えていることが多いが, AsDh に soṣāpayati という用例がある以上, それとは多少なりとも意味が異なるものと思われる。
- (72) pratisāmayantena. Skt prati-śamayati (Pāli paṭisāmeti) ‘to put away’ と同語源と解した。
- (73) jaṃghāpatha-. ここで言う「すね」とは寝台の枠組の一部を指す用語と思われる。Cf. Apte, s. v. ‘a part of bed-stead’
- (74) テクストの読み方を訂正: pātrapraveśi (*sevi*) kāyām. もしくは, 話者の Metathesis ととれば, 訂正の必要はない。
- (75) pātrapraveśikā-nāgadantake. nāgadanta(ka)- は, 象牙からなる壁掛け (フック) を指す。
- (76) ukkaciya. 辞書に見られない語であるが, √kac- は前綴の ā と共に ‘to bind, fasten’ (Apte) を意味するので, 「上方で固定して」 > 「ひっかけて」と訳した。
- (77) aveḍhaka-. この語形では辞書に適当な記載がない。PSM āveḍha- ‘veṣṭana’ の意味に解した。
- (78) upala-. Vedic upalā- と同語源と考えられる。Veda 文献では, dṛṣad-upale という複合語として現れることが多い。Cf. T. N. Dharmadhikari, *Yajñāyudhāni*, Pune, 1989, p.22.
- (79) テクストの読み方を訂正: na grhītan ti.
- (80) テクストの読み方を訂正: praveśi (*sevi*) kā. もしくは, 話者の Metathesis ととれば, 訂正の必要はない。
- (81) kalāvīyaṃ. kalāpī- ‘a bundle of grass’ の L. sg. と解した。
- (82) aṃsabaddhaṃ. Pāli aṃsabaddha- 「肩紐」と同語源と解した。
- (83) ullayantena. 語形は ud√li- の Causative *ullāyayati が, Haplology (重音省略) により, *ullāyati となり, それの現在分詞 Instr. sg. 形と解した。音の短長の表記に関しては, 本写本は一般的な古典梵語よりも厳密でない。
- (84) pātrameraka-. meraka- は Mvy の漢訳「樹皮褥」に従って訳しておいた。
- (85) phalaka-. この語は仏教文献でいくつかの意味で用いられており (BHSD, s.v.), 語義の確定は難しい。この箇所では, Pāli phālaka- の意味に対応していると考えれば「やじり」という意味も可能か (?)。
- (86) J に従って, テクストを訂正. leccha (*hya*)ṃ. (hya と ccha の字形の類似による誤写とみなす). lehya- は √lih- の Gerundive 形。
- (87) テクストの読み方を訂正: peyyā ayam (peyyā ayam). Dittography (重複書写) とみなす。
- (88) テクストの読み方を訂正: kaṭṭārikācchejjā.
- (89) テクストの読み方を訂正: utkṣiptā bhavanti/jihmā veḍḍhā niṣpratibhānāḥ. 日本印度学佛教学会 (2003年9月7日) における辛嶋静志博士の御発表「アフガニスタン出土の大衆部律梵語写本断簡研究」によると, 類似表現が Schøyen Collection から新たに比定された大衆部の Prātimokṣa-Vibhaṅga に見

(132)

- られるとのことである。辛嶋博士の発表資料により筆者の拙訳を改訂することができ、深く感謝する次第である。但し、*veḍḍhā* という語については、*Marāṭhī veḍa* ‘madness, craze, passion’ (*Marathi-English Dictionary*, ed. by M. K. Deshpande, Pune, 1996) と起源を同じくする語と考えて訳したが、語義・語形ともに不明な点が残る。
- (90) テクストの切り方を訂正：kim ayaṃ yavāgū ubhayato sāmghikā paryā(ṣā)ye pariveṇikā nimantritikā(23a7)yāṃ
- (91) J の読みに従って、テキストの読み方を訂正：pārthi(rṣḍ)kā.
- (92) *daṇḍakarma pratidinnāṃ bhavati*. *Upasak* は Pāli 律に基づいて *daṇḍakarman-* の意味を説明しているが、その記述はここには当てはまらない。Pāli 律では沙弥か比丘尼に対して用いられているようであるが、本写本では比丘に対して用いられており (11例)、Pāli 律より軽い意味で用いられているのであろう。例えば、Ms. 2b3 *asmākaṃ bhagavāṃ daṇḍakarmman deti / dviṭiyasthavirasya montikā* は、私見によれば「世尊は我々を叱責した、第二上座は免責なのに」と訳しうる。
- (93) テクストの読み方を訂正：*daṇḍāsani*bhejjā. *daṇḍāsani-* + *bhejjā* (< *bhedyā-*, √*bhid*-Gerundive, Nom. sg. f.) と解した。*daṇḍāsani-* という語形では辞書に記載がないが、PW によると、*daṇḍāsana-* という語形は *Abhidhānacintāmani* に収録されているという。また Veda 文献では、VPK によると、*Atharvaveda-Parīṣiṣṭa* に *daṇḍāsani-* (おそらく *daṇḍa-* + *āsani-*) という語形が存在するので、それと同語源という可能性があるが、残念ながら原典で確認することはできなかった。
- (94) *dāyakavaśo na pratigrāhakavaśo*. *vaśa-* は「思惑、願望」と訳すこともできよう。
- (95) テクストの切り方を訂正：*veśikāsamantakena*.
- (96) *ati-bhūṃḍa-*. √*buḍ-* “verdecken, verhüllen”(PW) は、*Dhātupāṭha* 6. 98 に登録されているのみであり辞書に用例は採られていないが、これの派生語と解して訳した。おそらく漢訳の「深邃所」に相当する。Hindi s. v. *bhūṃḍa-* ‘inauspicious’ (OHED) も同語源か。
- (97) 居眠りで坐禅の姿勢が崩れることに言及しているのであろう。
- (98) 初夜 (*purima-yāma-*)・中夜 (*madhyama-yāma-*)・後夜 (*paścima-yāma-*) という区分については、【声聞地】、p.151 f.n.1 に詳しいが、その定義がここにもそのまま適用できるか否かは不詳である。
- (99) テクストの読み方を訂正：*utthānasamjñī (jñāṃ)*. 「起想 (*utthānasamjñā-*)」については、【声聞地】、pp.164-5 を参照。
- (100) テクストの読み方を訂正：*pāraśye(rśve)* na *pāraśya(rśva)*ṃ *pallaṭṭanto*. *pallaṭṭanto* は、ここでは Vedic *pariśas-* ‘overturn, upset’ (Monier) の意味に採り、その p.pt. *paryasta-* の Pāli 形 *pallattha-* に対応する語形 **pallaṭṭa-* を想定し、その Denominative **pallaṭṭati* の現在分詞と解しておいたが、確証はない。

(長谷川仏教文化研究所研究員)